確定申告をする必要がある方

次のいずれかにあてはまる方と所得税の納付税額が発生する方は確定申告が必要です。

給与所得者で次にあてはまる方

- ・事業収入がある方
- ・不動産収入がある方
- ・ 給与の年間収入金額が 2,000 万円を超える方
- ・給与を 1 か所から受けていて、給与所得・退職所得以 外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・ 給与を 2 か所以上から受けていて、年末調整をしな かった収入金額と給与所得・退職所得以外の所得金額 との合計額が20万円を超える方
- ※勤務先で年末調整し所得税が精算されている方は、申 告をする必要はありません。

公的年金を受給していて次にあてはまる方

- ・公的年金の収入が400万円を超える方、または公的 年金以外の所得金額が20万円を超える方
- 医療費や社会保険料などの控除を追加する方

資産(土地・建物・株式・山林) を譲渡された方

確定申告が必要ない方でも、源泉徴収された所得 税や予定納税をした所得税が納め過ぎになっている 場合には、還付を受けるための申告が必要です。

なお、還付申告をする場合は、退職所得を除く全 ての所得の申告が必要です。

確定申告に必要なもの

- ① 収入や経費などを証明できる書類(源泉徴収票、領収書など)
- ② 令和6年の各種控除額を証明する書類
 - ・生命保険料、地震保険料、国民年金保険料の控除証明書
 - ・国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の領収書もしくは納付額証明書
 - ・医療費控除を受ける方は医療費控除の明細書
 - 寄付金控除を受ける方は寄付金の領収書
 - ・住宅借入金等特別控除を受ける方は住宅ローン年末残高証明書などの関係書類
- ③ マイナンバーと本人確認書類

マイナンバーの記載と本人確認書類*の提示またはコピーの添付が必要です。

※本人確認書類は以下のものを提示してください。

例1:マイナンバーカード

例2:マイナンバー通知カード+運転免許証や

公的医療保険の被保険者証など

④ 還付を受ける方は、還付先の口座番号がわかるもの

【注意】医療費控除には「医療費控除の明細書」の添付が必要です

医療費の控除を行う際には、人・病院・薬局ごとにまとめた「医療費控除の明細書」の添付が必要です。 町申告会場にお越しの際は、事前に作成して来庁をお願いします。

※領収書は自宅で5年間保存してください。

国保加入の方は医療費通知を活用ください

医療費通知を国民健康保険加入者の方に送付しています。この医療費通知は確定申告の際に、「医療費 控除の明細書」として利用できます。なお、医療費が高額の場合は、申告の前に医療年金係で高額療養費 の払い戻し申請を行ってください。

▼通知の発送時期

- ・診療が令和6年1月~令和6年11月分→令和7年1月末に発送
- 診療が令和6年12月分→令和7年2月末に発送

※発送時期は診療月から2か月後となりますのでご了承ください。

圆 住民生活課 医療年金係 ☎ 0152-26-8314

申告期間

〈斜里町役場で受付の場合〉

2月17日月~3月13

〈e-Tax、網走税務署での申告の場合〉2月17日(月)~3月17日(月) 〈環付申告・住民税申告の場合〉2月3日(月)~2月14日(金)

令和6年分所得税などの確定申告相談・申告書の受付を行います。必要がある方は、忘れずに申告してください。

申告会場は 役場 税務課です!

・網走税務署のセンター化に伴い、今年から申告期間を 短縮しています。お間違えの無いようお願いします。

添付書類の事前作成のお願い

- ・『医療費控除の明細書』や『収支内訳書』については、 事前作成してお越しください。代行作成は行いません のでご承知おきください。
- ・寄付金控除について、複数ある場合は、合計額を計算 の上お越しください。

e-Tax がおすすめ!

・e-Tax は確定申告や納税などの各種手続きをインター ネットを通じて、いつでもどこでも利用できるシステ ムです。申告会場は非常に混雑するため、時間がない 方にもおすすめです。詳しくは国税庁 HP をご覧くだ さい。

らくらく申告はじめます!

・今年から、e-Tax の普及・促進をするため、一部会場で ご自身のスマートフォンで申告していただく「スマホ でらくらく申告しを実施します。

初めての方でも安心して利用できるように、職員がサ ポートしますので、積極的にご利用ください。

全件税務署へ電子データにて引き継ぎます!

【以下の申告は受付できません】

・町では、確定申告書を電子データで税務署へ送信する 『データ引継ぎ方式』を採用しています。それに伴い 添付書類の提出が必要な以下の申告は、受付できませ ん。あらかじめご了承ください。

町申告会場で受付できない申告

- 青色申告
- 譲渡所得(総合課税)
- ・株式等の譲渡所得(分離課税)
- · 利子 · 配当 · 山林所得
- ・更正の請求・修正申告
- 損益通算や繰越控除の申告
- ・ 準確定申告(亡くなった方の申告)
- ・相続税および贈与税の申告
- ・ 消費税の申告





国税庁HP

スマートフォン申告

申告会場および問い合わせ先

税務署会場

▼会 場 網走税務署

〒 093-0006 網走市南6条東5丁目9番地

▼開設期間 2月17日 (月)から3月17日 (月)まで

(土日・祝日を除く)

▼受付時間 9:00~16:00

※税務署での申告の際は、【入場整理券】 が必要です。整理券は当日窓口で交 付を受けるか、LINEでの事前発行も 可能です。



国税庁LINE

圆 網走税務署 0152-43-2181

町申告会場

▼会 場 役場 税務課(]階6番)

▼開設期間 2月3日 同から3月13日 休まで

(土日・祝日を除く)

▼受付時間 9:00~11:30、13:00~16:30

(※11:30~13:00は受付していません)

混雑予想

下記は大変混雑しますので、あらかじめご了承ください。

- 2月3日间、2月17日间、3月13日休
- •月曜日 •午前中

問 税務課 課税係 0152-26-8215

広報しゃり 2025.2